様式第６号

証明書番号

登

録

検

査

機

関

の

名

称

氏

名

検

査

を

行

う

区

域

農

産

物

の

種

類

鳥取県知事　印

備考

　（農産物検査の義務等）

第二十条　登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたとき

　は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなけれ

　ばならない。

２　農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

　（改善命令）

第二十三条　農林水産大臣は、登録検査機関が第二十条の規定に違反して

　いると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第十三

　条第一項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認

　めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は

　農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきこ

　とを命ずることができる。

留意事項

①　農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる

　場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載さ

　れている。

②　記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農

　産物検査法第23条に基づく改善命令を発することがある。

　　用紙の大きさは、縦55mm、横91mmとする。

表

農産物検査員証

　上記の者は、農産物検査法（昭和26年法律第144号)第17条第４項の規定に

基づき農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査

員であることを証明する。

発行年月日

裏

農産物検査法抜粋

様式第７号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　（照会者名）　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
|  鳥取県知事  | 印 |

地域登録検査機関登録状況証明書

　照会のあった事項については、下記のとおり登録されていることを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

|  |  |
| --- | --- |
| 照　会　の　概　要 | 地域登録検査機関の登録状況 |
|  |  |